

# 当機構の活動状況について ～令和3年度認証評価結果を中心に～

公益財団法人 日本高等教育評価機構  
常務理事・事務局長 伊藤 敏弘

# ◆ 第3期（2018年～2024年）の認証評価

## 1. 内部質保証機能を重視

- 「内部質保証の重視」を基本的方針に追加
- 評価基準の変更  
「自己点検・評価」 → 「内部質保証」
- 重点評価項目「基準6. 内部質保証」

## 2. 特色の積極的評価・明確化

**独自基準**：六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域

**特記事項**：特筆したい特色ある教育研究活動や事業等  
(独自基準以外)

# ◆ 評価機構が求める内部質保証

## ◆ 6-3. 内部質保証の機能性

### 評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映しているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の点検・評価」

- ・学修状況
- ・資格の取得状況
- ・就職状況の調査
- ・卒業生の満足度調査
- ・学生の意識調査
- ・就職先の企業アンケート など

- ・教育内容及び教育方法の改善
- ・学修指導の改善 など

# ◆ 評価機構が求める内部質保証

## ◆ 6-3. 内部質保証の機能性

### 評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- ・自己点検・評価 など

学外

- ・認証評価
- ・設置計画履行状況等調査
- ・外部評価 など

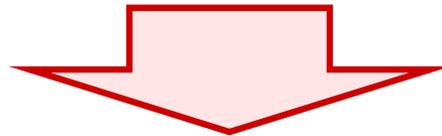
- ・法令などの遵守
- ・教育研究組織の整備
- ・学内規定の整備
- ・中長期的な計画及び財務計画の見直し
- ・教育研究環境の整備 など

## ◆ 令和2(2020)年度以降の認証評価

### 学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

#### 学校教育法の一部改正の概要

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する**認証評価において**、当該教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け**【第109条第5項】
- ② **大学は適合認定を受けるための努力義務**【第109条第6項】
- ③ **適合認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求**【第109条第7項】等

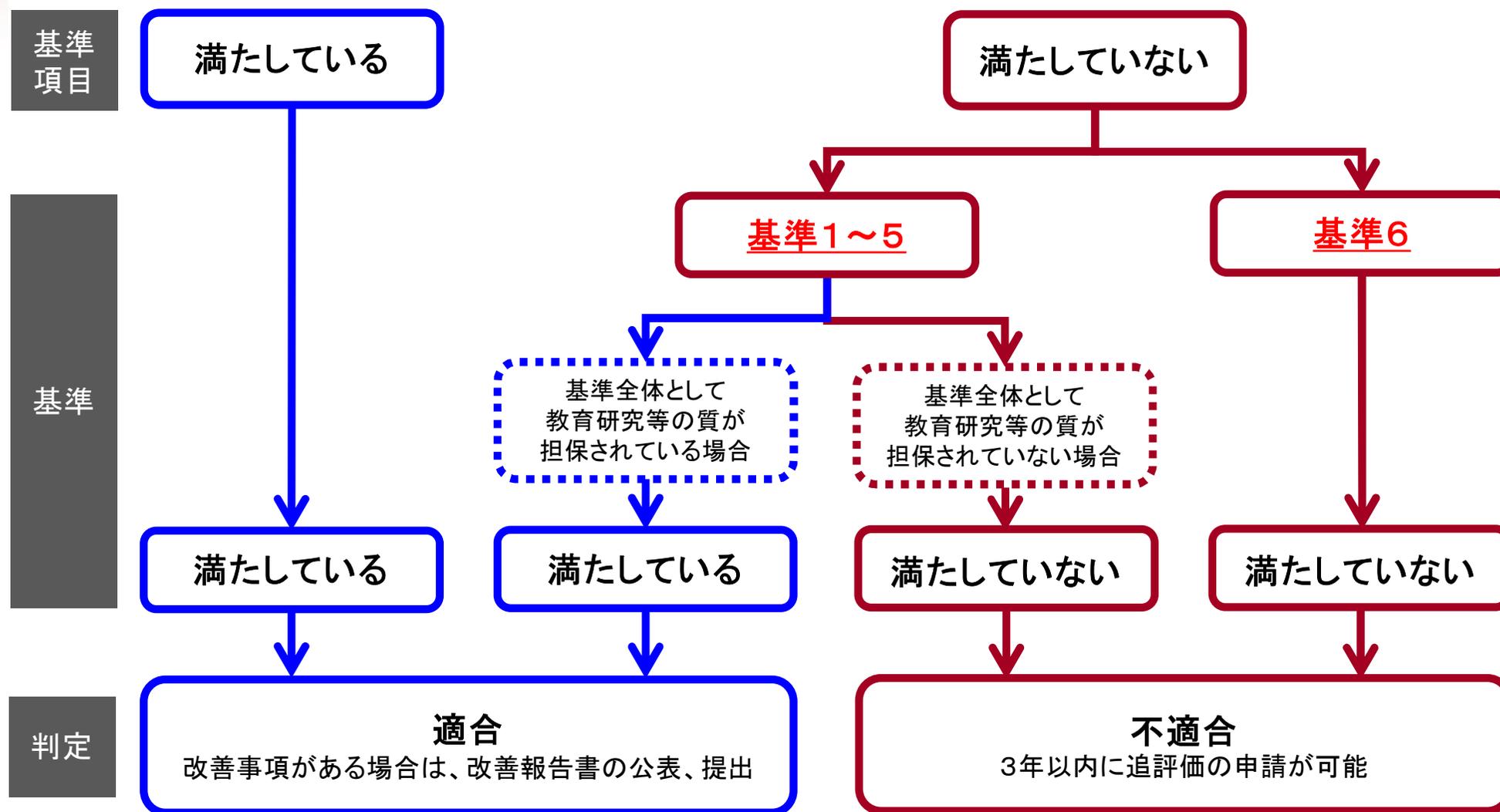


#### 【評価機構の対応】

- ① 認証評価の**判定を「適合」「不適合」のみ**とし、「保留」と「再評価」を廃止
- ② **「不適合」の大学等は、3年以内に「追評価」の申請が可能**、評価結果は公表

# ◆ 令和2(2020)年度以降の認証評価

## 学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応



## ◆ 令和2(2020)年度以降の認証評価

### 学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

(評価チーム)

評価チーム評価報告書案⇒12月末または1月初旬に大学へ通知  
(基準項目を満たしているか否かの評価のみ記載)

(判定委員会)

評価報告書案⇒2月初旬に大学へ通知  
(適合か否かの判定、基準及び基準項目を満たしているか否かの評価記載)

<判定の期日>

○基準項目全て満たしている場合

⇒各大学の現地調査最終日まで

○満たしていない基準項目があった場合

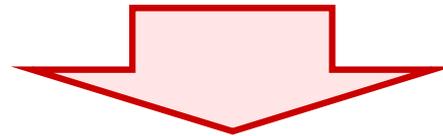
⇒「評価報告書案」の確定(2月下旬ごろ開催の判定委員会)までとし、  
現地調査以後でも満たしていない基準項目の要因の改善が認められた場合は、判定委員会の判断で基準項目を「満たしている」と変更することができる。

# ◆ 令和2(2020)年度以降の認証評価

## 私立学校法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

### 私立学校法の一部改正の概要

- ① 認証評価結果を踏まえた、事業計画、事業に関する中期的な計画等の作成  
【第45条の2】
- ② 届出の寄附行為、監査報告書、財務三表、事業報告書、役員等名簿(理事・監事・評議員)、役員に対する報酬等の支給の基準の公表【第63条の2】
- ③ 監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備  
【第24条、26条、36条、37条、40条の5、41条、44条の2、44条3、44条の4】等



### 【評価機構の対応】

- ① 判断例: 事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ② 判断例: 私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

# ◆令和3年度の認証評価の実施

## 認証評価のスケジュール

5月	56大学等の評価員の選定	
7月	評価員セミナー(オンライン)	動画配信
7月末	自己点検評価書受領	通常6月末の提出締切りを1か月延期
8月	団長セミナー(オンライン) 4日間開催  チームごとの情報共有(オンライン)	令和2年度以降の認証評価の変更点 コロナ禍における評価の取り扱いについて Web会議を行う際の留意点等  評価チームメンバーの紹介 全体スケジュールの確認及び決定 評価体制及び担当者の決定
9月	第1回評価員会議(オンライン)	通常時間で実施
10月	実地調査(オンライン)	2日間
12月	第5回評価員会議(オンライン)	通常より時間を短縮して実施
2月	判定委員会(2回ともオンライン) 意見申立て審査会(オンライン)	
3月	理事会(オンライン)	

# ◆令和3年度の認証評価の実施

## 実地調査のスケジュール(オンライン、2日間)

〈移動日〉

	団長と評価機構との打合せ
--	--------------

〈第1日〉

10:00~11:00	第2回評価員会議(60分)
11:00~11:15	休憩(15分)
11:15~12:15	顔合わせ及び大学責任者との面談(60分) 基準1、基準項目6-1及び6-2
12:15~13:15	昼食(60分)
13:15~14:15	学生との面談(60分)
14:15~14:30	休憩(15分)
14:30~17:45	基準ごとの面談(195分)+20分休憩 基準2、3(90分) 基準4、5(60分) 基準項目6-3 (25分)
17:45~18:00	終了後の評価員打合せ(15分)
18:00~	自己評価担当者へ連絡

〈第2日〉

10:00~11:00	第3回評価員会議(60分)
11:00~11:15	休憩(15分)
11:15~12:15	大学関係者との面談(60分) 独自基準と第1日目で終了できなかった内容
12:15~13:15	昼食(60分)
13:15~14:30	追加面談(60分)+15分休憩
14:30~15:50	第4回評価員会議(80分)
15:50~16:00	終了の挨拶(10分)

実地調査前に大学に動画の提出を求めた  
○大学の施設・設備に関する動画  
○大学の沿革、建学の精神及び特記事項に関する動画

## ◆ 令和3年度評価結果

### 評価結果の提供及び公表

- 文部科学大臣への提出
- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(平成24年度から実施)

#### ・ 令和3年度 評価結果(令和4年3月25日公表)

大学	56校	適合	55校
		不適合	1校
短期大学	7校	適合	7校

# ◆ 令和3年度評価結果

## 優れた点と改善を要する点

### ● 大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	18 (5)	82 (13)	32 (4)	31 (7)	21 (1)	13 (1)
改善を要する点	1	15	7	26	39 (10)	17 (1)

※( )内は、短期大学機関別認証評価の数値

基準1 使命・目的等、基準2 学生、基準3 教育課程、基準4 教員・職員、基準5 経営管理と財務、基準6 内部質保証

# ◆ 令和3年度評価結果

## ◆ 令和3年度 優れた点

### ● 基準3-3「学修成果」について

- アセスメントプランの評価指標として活用するため、「学修環境・行動調査」を毎年実施し、詳細な分析結果を学科にフィードバックして教育の改善に具体的につなげている点は評価できる。
- ディプロマ・ポリシーの達成度について、学生自身が学修ポートフォリオを活用して学内ポータルサイトである「総合教育システム」で検証していることは評価できる。
- 八王子キャンパス、宇都宮キャンパスにおいて、学生カルテ、ディプロマ・サプリメントを含む学生ポートフォリオなどを整備し、有効に活用している点は評価できる。
- 授業科目のGP(Grade Point)分布を学務システム「Active Portal」にて教職員、学生に公表し、成績の公平性を確保するとともに学修成果の点検・評価に役立てている点は評価できる。
- 入学時から学生が卒業後のなりたい自分(夢)を設定し、その実現に向けた目標を立て、学生自身が自己点検と評価を行う「HBG夢カルテ」を学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして導入し、チューターによる適切な指導と評価に活用されていることは評価できる。
- 大学のアセスメント・ポリシーに基づき、薬剤師会等医療系外郭団体及び青年会議所による外部評価を含めた学修成果の点検・評価システムが構築され、機能している点は評価できる。

## ◆ 令和3年度評価結果

### ◆ 令和3年度 優れた点(重点評価項目)

#### ● 基準6「内部質保証」について

- IR活動の結果、学内教職員サイトにIRに関して、アンケートの報告書やファクトブック等を掲載し、法人や大学が置かれている現状の把握や改善活動に生かしている点は評価できる。
- 第三者で構成される外部評価委員会を設置し、自己点検・評価についての客観的な検証・点検を行うとともに、「DP達成度分析」と「map分析」を行い、授業方法やシラバス改善を図っている点は評価できる。
- 教学全体で自己点検・評価を行い、平成28(2016)年度から自己点検評価書、教育・研究活動実績を含む事業活動報告書をホームページで毎年公開している点は評価できる。
- 大学は毎年度自己点検・評価を行い、その結果を次年度の事業計画及び予算策定などに反映させている仕組みは評価できる。
- IR推進センターは、内部質保証を中核とした情報の収集、調査・分析を組織的に行い、各種データの一元管理を推進し、教学と経営に関する政策形成、実際の改革・改善行動の具現化に寄与している点は評価できる。
- アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価を機能的に実施、IRデータ集を策定し有益な教育情報として学内外に公開している点は、高く評価できる。
- 各学部又は部局等に分散する教学関係の各種データを集計、集約、可視化した「分権型教学IRデータ分析環境」を構築し、教職協働で分析するなど、共同利用可能な環境を整備している点は評価できる。
- 大学組織規程に規定する「Double PDCA Cyclic Loops」は、大学の自己点検・評価に有効な取組みとして評価できる。

## ◆ 令和3年度評価結果

### ◆ 令和3年度 優れた点(重点評価項目)

#### ● 基準6「内部質保証」について

- 内部質保証の取組みとして、大学が作成している「内部質保証のポリシー」「大学運営及び教育実施の質保証制度」に基づき、「卒業者が求める大学教育の質に関する調査報告」「鹿児島県の産業界が求める人材像に関する調査報告」などのIR調査及び自己点検・評価を行い、それらの結果を大学運営及び教育改善に反映させていることは評価できる。
- 第三者から意見を聴取する仕組みとして、高等教育機関関係者、大学顧問、理事、自治体代表者等から成る「参与会」、加えて、今年度から大学運営の専門的な立場から意見を聴取する「外部評価部会」を組織し、内部質保証の機能性を高める仕組みの確立をしていることは評価できる。
- 三つのポリシーに基づく教育の質保証に関わる具体的な項目について、三つの階層(大学全体・学位プログラム・授業科目)ごとに、アセスメント及び点検・評価を行い、その結果を教育の改善に反映するなど、教育の内部質保証が機能していることは評価できる。
- IRセンター等による幅広い調査・分析を生かし、自己点検・評価委員会が内部質保証のための具体策を推進し、改善・向上策を中期計画の次年度計画に反映させるなど、内部質保証のPDCAサイクルを有機的かつ効果的に回している点は高く評価できる。
- 中期計画に重要目標達成指標及び重要業績評価指標を設定するなど、客観的指標に基づく内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みを確立し、大学運営又は教育の改善・向上に一定の成果を挙げている点は評価できる。

すべての基準の優れた点(当機構ホームページで公表)

<https://www.jiheer.or.jp/achievement/efforts/>

## ◆ 令和3年度評価結果

### ◆ 令和3年度 主な改善を要する点

#### ● 基準2「学修と教授」について

- ・学科ごとの収容定員の未充足又は超過

#### ● 基準3「教育課程」について

- ・成績評価基準の明確化
- ・大学院の学位論文審査基準の策定

#### ● 基準4「教員・職員」について

- ・学長のガバナンス
- ・設置基準上必要な専任教員数の不足

#### ● 基準5「管理・運営と財務」について

- ・教育情報の公表
- ・理事会、評議員会の運営
- ・監事の監査報告書
- ・財務基盤

#### ● 基準6「内部質保証」について

- ・重点評価項目として、他の基準での指摘との関連に基づく指摘

## ◆ 令和3年度評価結果

### 令和3年度 基準4の「改善を要する点」

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性（他2件）

- 学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3件）
- 教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（11件）
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（8件）

## ◆ 令和3年度評価結果

### 令和3年度 基準4の「改善を要する点」

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。  
(1件)
- 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する (1件)

## ◆ 令和3年度評価結果

### 令和3年度 基準5の「改善を要する点」

#### 5-1. 経営の規律と誠実性（他2件）

○学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3件）

○教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（1件）

#### 5-2. 理事会の機能（他10件）

○理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2件）

## 令和3年度 基準5の「改善を要する点」

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック（他6件）

- **監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（4件）**
- **監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2件）**
- **私立学校法第42条で掲げている事項について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。（1件）**

## ◆ 令和3年度評価結果

### 令和3年度 基準5の「改善を要する点」

#### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

○評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1件)

#### 5-4. 財務基盤と収支 (他1件)

○財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(1件)

#### 5-5. 会計 (他1件)

## 令和4年度 認証評価の実施

大学	67校
追評価	1校
短期大学	2校（大学との同時受審）

評価員数：約350名

## 評価の実施方法

**第1回評価員会議と実地調査が対面**

その他は、すべてオンラインで実施（予定）

# ◆令和4年度の認証評価

## 令和4年度 実地調査スケジュール(対面式 2日間)

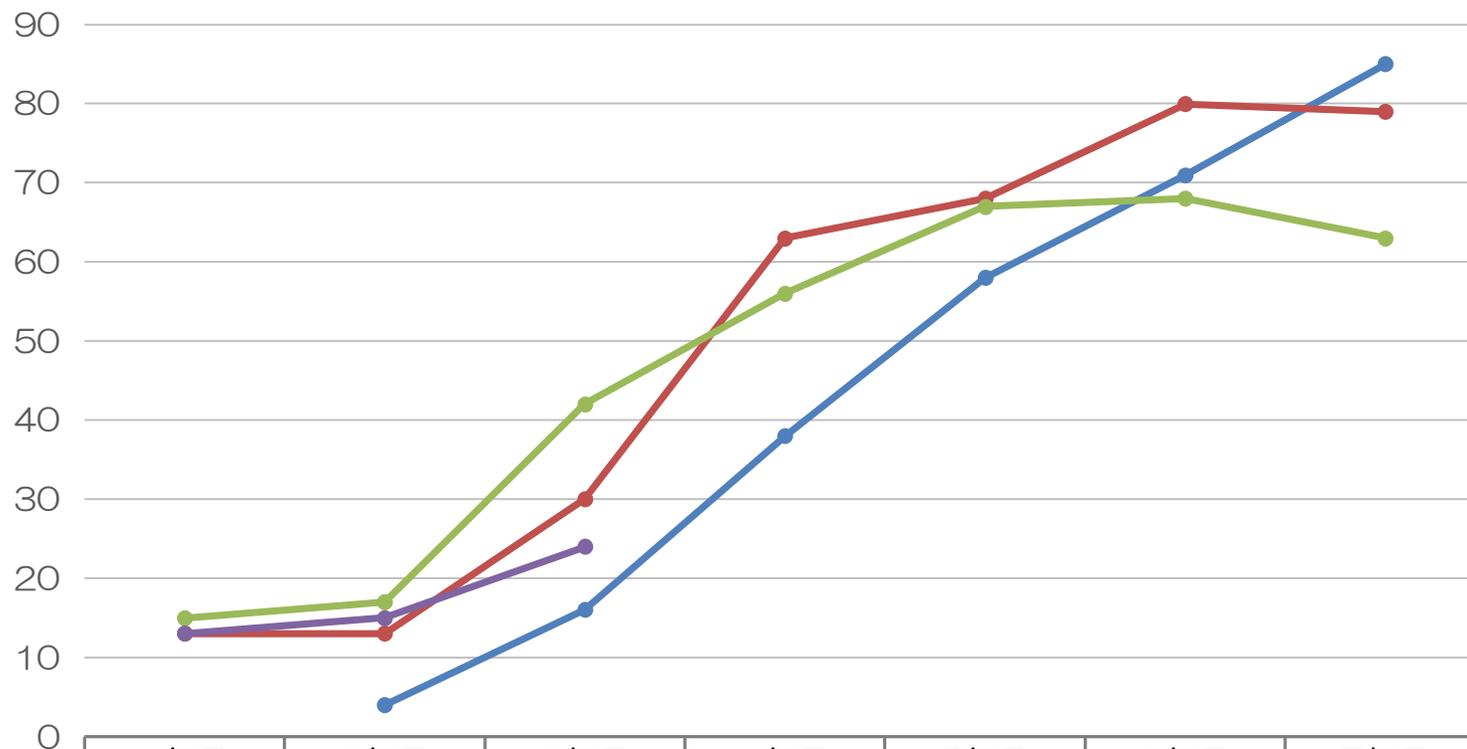
第1日		第2日	
9:00	第2回評価員会議(60分)	資料・データの点検(60分)	9:00
10:00	資料・データの点検(60分)	教育研究環境の視察(60分)	10:00
11:00	休憩(15分)	休憩(15分)	11:00
11:15	顔合わせ及び大学責任者との面談(60分) 基準1、基準項目6-1及び6-2	大学関係者との面談(60分) 独自基準、第1日目で終了できなかった内容	11:15
12:15	昼食(60分)	昼食(60分)	12:15
13:15	学生との面談(60分)	追上面談、 教育研究環境の追加視察等(60分)	13:15
14:15	休憩(15分)	休憩(15分)	14:15
14:30	大学関係者との面談(180分) 基準2と基準3 14:30～15:45(75分) 休憩 15:45～15:55(10分) 基準4と基準5 15:55～16:55(60分) 休憩 16:55～17:05(10分) 基準項目6-3 17:05～17:30(25分)	第4回評価員会議(80分)	14:30
		終了の挨拶(10分)	15:50
			16:00
17:30	移動		
18:00	第3回評価員会議_夕食含む(60分)		

評価員全員で面談

# ◆令和4年度 意向調査結果

## 第1期～第4期の受審大学数の変遷

受審大学数(校)



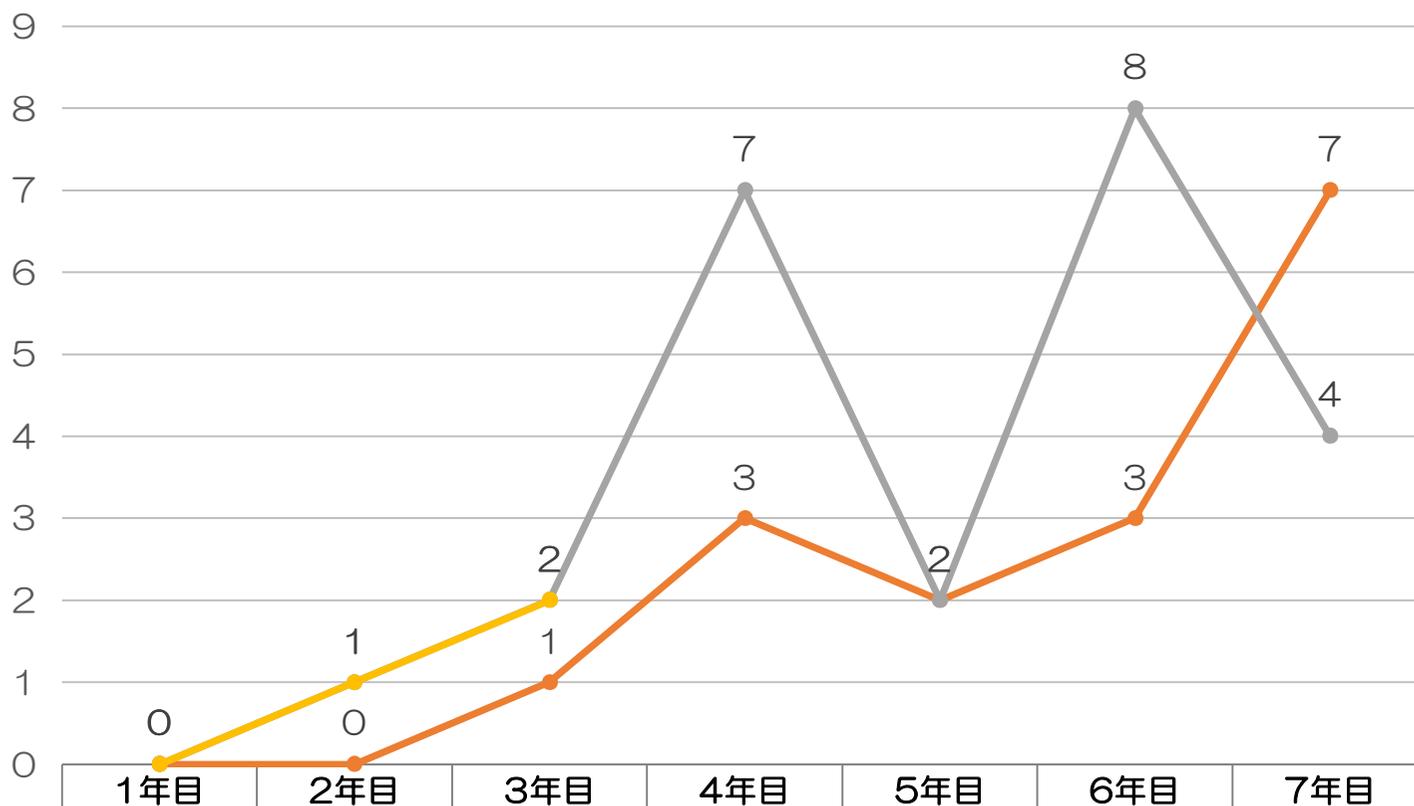
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
● 第1期 平成16～平成22年度		4	16	38	58	71	85
● 第2期 平成23～平成29年度	13	13	30	63	68	80	79
● 第3期 平成30～令和6年度	15	17	42	56	67	68	63
● 第4期 令和7～令和13年度	13	15	24				

※ 第3期5年目（令和4年度）までは実績、6年目（令和5年度）以降は意向調査結果に基づく。

# ◆令和4年度 意向調査結果

## 第2期～第4期の受審短期大学数の変遷

受審短期大学数(校)



● 第2期 平成23～平成29年度	0	0	1	3	2	3	7
● 第3期 平成30～令和6年度	0	1	2	7	2	8	4
● 第4期 令和7～令和13年度	0	1	2				

※ 第3期5年目（令和4年度）までは実績、6年目（令和5年度）以降は意向調査結果に基づく。

## JIHEE channel(動画)について

新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、動画(YouTube)を作成し、対象大学へ配信するとともに、当機構HPにて公開した。

当機構ホームページ > トップ > 広報・刊行物:

[https://www.jiheer.or.jp/publication/youtube\\_channel/](https://www.jiheer.or.jp/publication/youtube_channel/)

### 公開(全15種類)

- ◆ 認証評価制度と日本高等教育評価機構の概要
- ◆ 評価システムについて
- ◆ 評価基準等について
- ◆ 調査研究等について

## JIHEE channel (動画) について

### ◆ 認証評価制度と日本高等教育評価機構の概要

[【JIHEE】認証評価制度と日本高等教育評価機構について](#)

(6:33)

[【JIHEE】第三期の認証評価について](#)(15:30)

### ◆ 評価システムについて

[【JIHEE】評価機構が行う評価システムについて](#)(8:36)

[【JIHEE】評価の実施に関わる関係者の役割について](#)(7:15)

[【JIHEE】書面調査について](#)(7:29)

[【JIHEE】実地調査について](#)(11:26)

[【JIHEE】評価報告書ができるまで](#)(7:21)

## JIHEE channel (動画) について

### ◆ 評価基準等について

[【JIHEE】 評価基準の概要と基準1について \(7:00\)](#)

[【JIHEE】 基準 2 . 学生 \(7:59\)](#)

[【JIHEE】 基準 3 . 教育課程 \(6:53\)](#)

[【JIHEE】 基準 4 . 教員・職員 \(7:41\)](#)

[【JIHEE】 基準 5 . 経営・管理と財務 \(8:28\)](#)

[【JIHEE】 基準 6 . 内部質保証 \(5:59\)](#)

[【JIHEE】 独自の基準と特記事項 \(1:45\)](#)

### ◆ 調査研究等について

[\*\*【JIHEE】 第3期に提出された自己点検評価報告書について \(19:54\)\*\*](#)

# ◆ 調査研究

## 第3期(2018～2020年度)に提出された自己点検評価書について (動画の一部紹介)

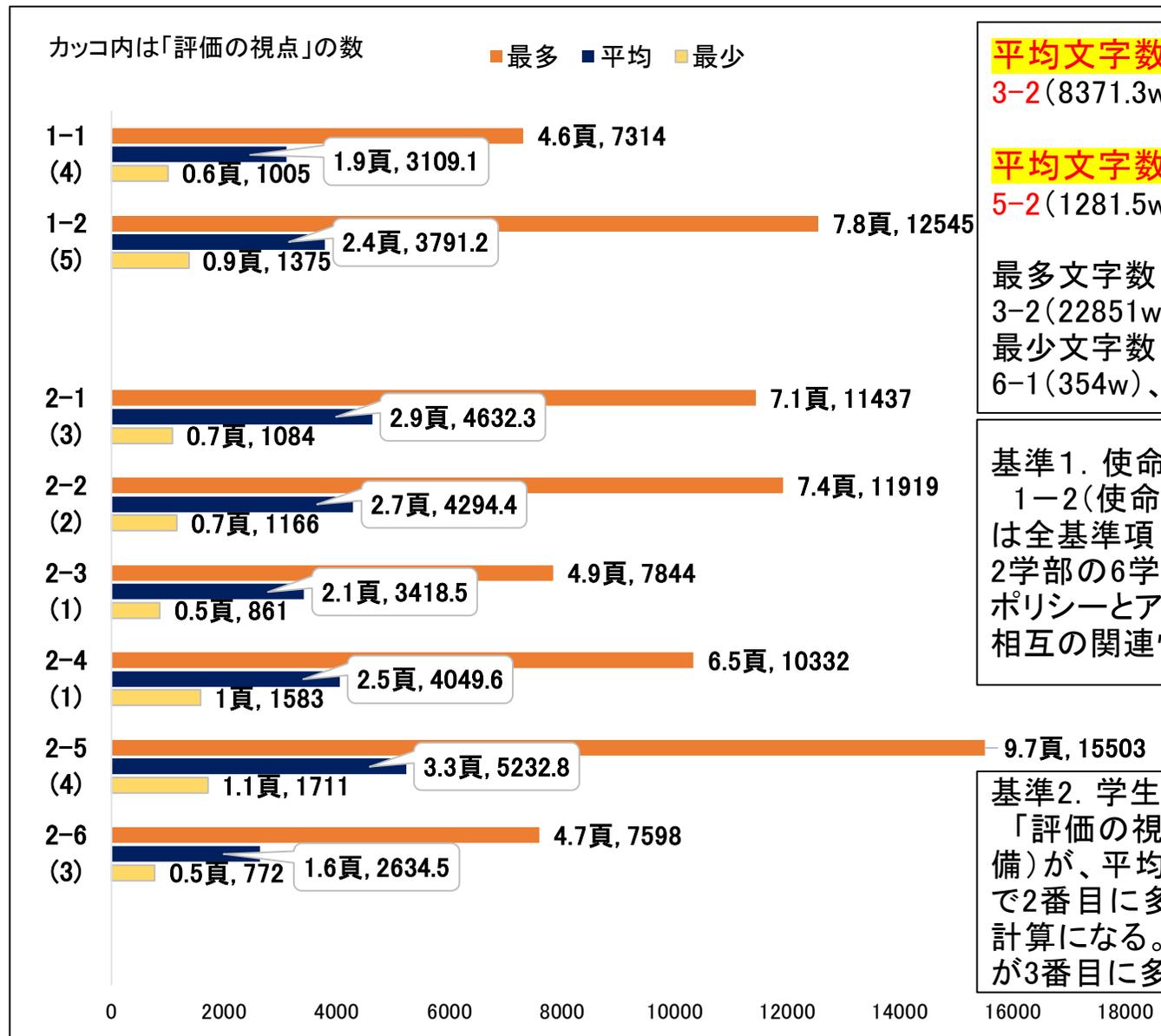
1. 文字数(「基準項目」ごと)
2. 文字数(「基準」ごと)
3. エビデンス資料提出数
4. 「書面質問」での質問数と請求資料数(「基準」ごと)
5. エビデンス資料の本文中の表し方
6. 「独自の基準」と「特記事項」の内容
7. 再提出や正誤表が求められた例

出典:「自己点検評価書の作成に関する調査研究」

(当機構の令和2(2020)年度調査研究として進行中。第3期(2018～2020年)に当機構の機関別認証評価を受けた77校の自己点検評価書について調査。データ分析のほか、実際の記述内容の紹介、優れた自己点検評価書を作成した大学への聞き取り調査などを実施。大学の自己点検評価書作成のサポートを目的に実施。調査結果は報告書として刊行し、会員校等へ送付するとともに、当機構ホームページへ掲載)

## 1. 文字数(「基準項目」ごと)

※「基準項目」ごとの文字数の最多・平均・最少を表示。表などに記載の文字も数に含む。イメージしやすいよう、1ページを1600字として単純に換算したページ数を併記した。



### 平均文字数が多い基準項目

3-2(8371.3w)、2-5(5232.8w)、2-1(4632.3w)

### 平均文字数が少ない基準項目

5-2(1281.5w)、4-3(1311.1w)、5-5(1431.5w)

### 最多文字数

3-2(22851w)、2-5(15503w)、1-2(12545w)

### 最少文字数

6-1(354w)、4-3(356w)、6-3(523w)

### 基準1. 使命・目的等

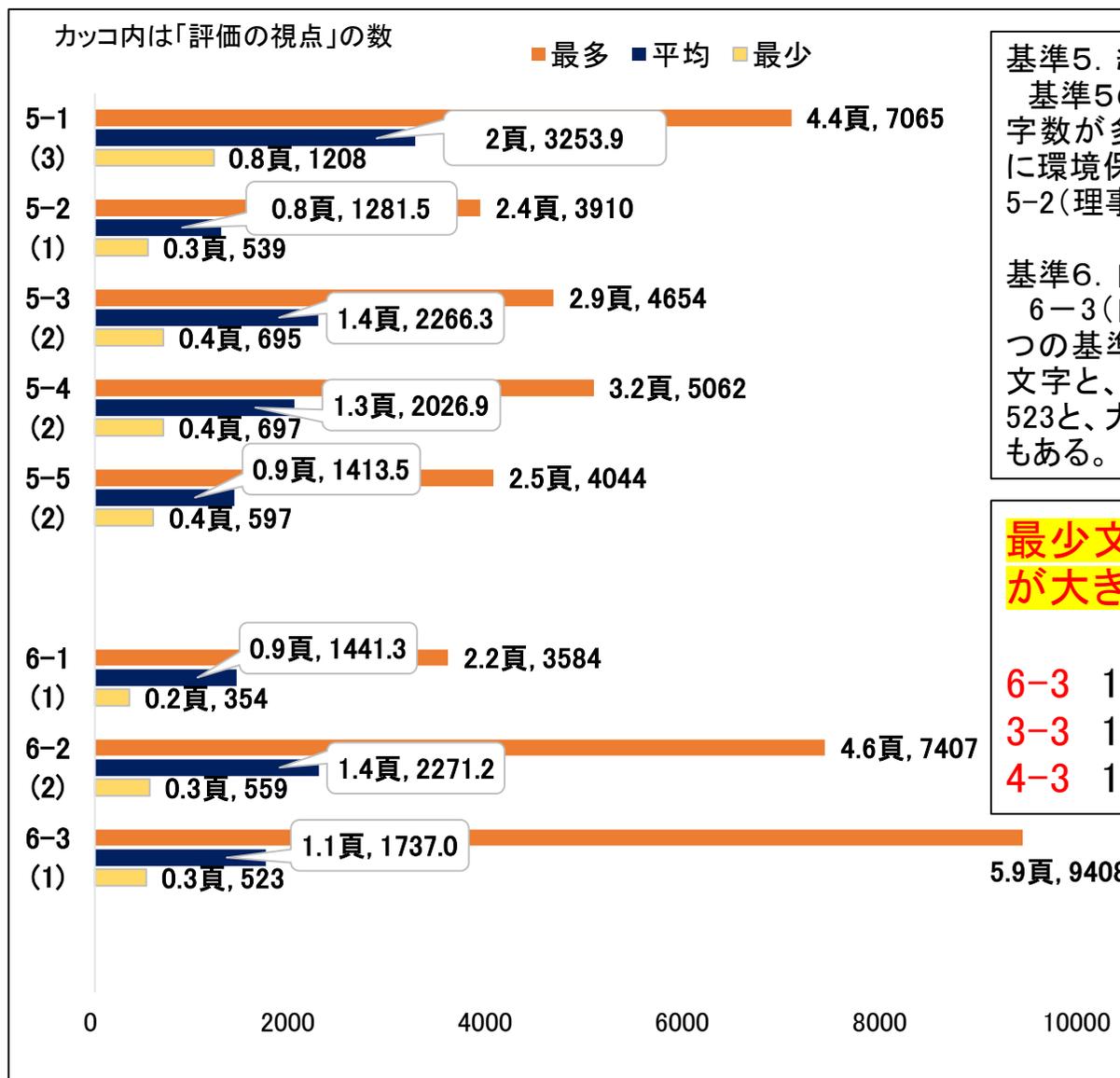
1-2(使命・目的及び教育目的の反映)の最多は全基準項目の中で3番目に多い12,545文字。2学部(6学科)と1研究科で設定している三つのポリシーとアセスメントポリシーを全文を記載し、相互の関連性や内容の説明をした。

### 基準2. 学生

「評価の視点」が四つある2-5(学修環境の整備)が、平均、最多文字数とも全基準項目の中で2番目に多い。最多で約10ページ割いている計算になる。2-1(学生の受入れ)は平均文字数が3番目に多い。

## 1. 文字数(「基準項目」ごと)

※「基準項目」ごとの文字数の最多・平均・最少を表示。表などに記載の文字も数に含む。イメージしやすいよう、1ページを1600字として単純に換算したページ数を併記した。



### 基準5. 経営・管理と財務

基準5の中では5-1(経営の規律と誠実性)が平均文字数が多い。最多の7065文字を記述した大学は、特に環境保全、人権、安全への誠実な取組みを示した。5-2(理事会の機能)が全基準項目の中で最少。

### 基準6. 内部質保証

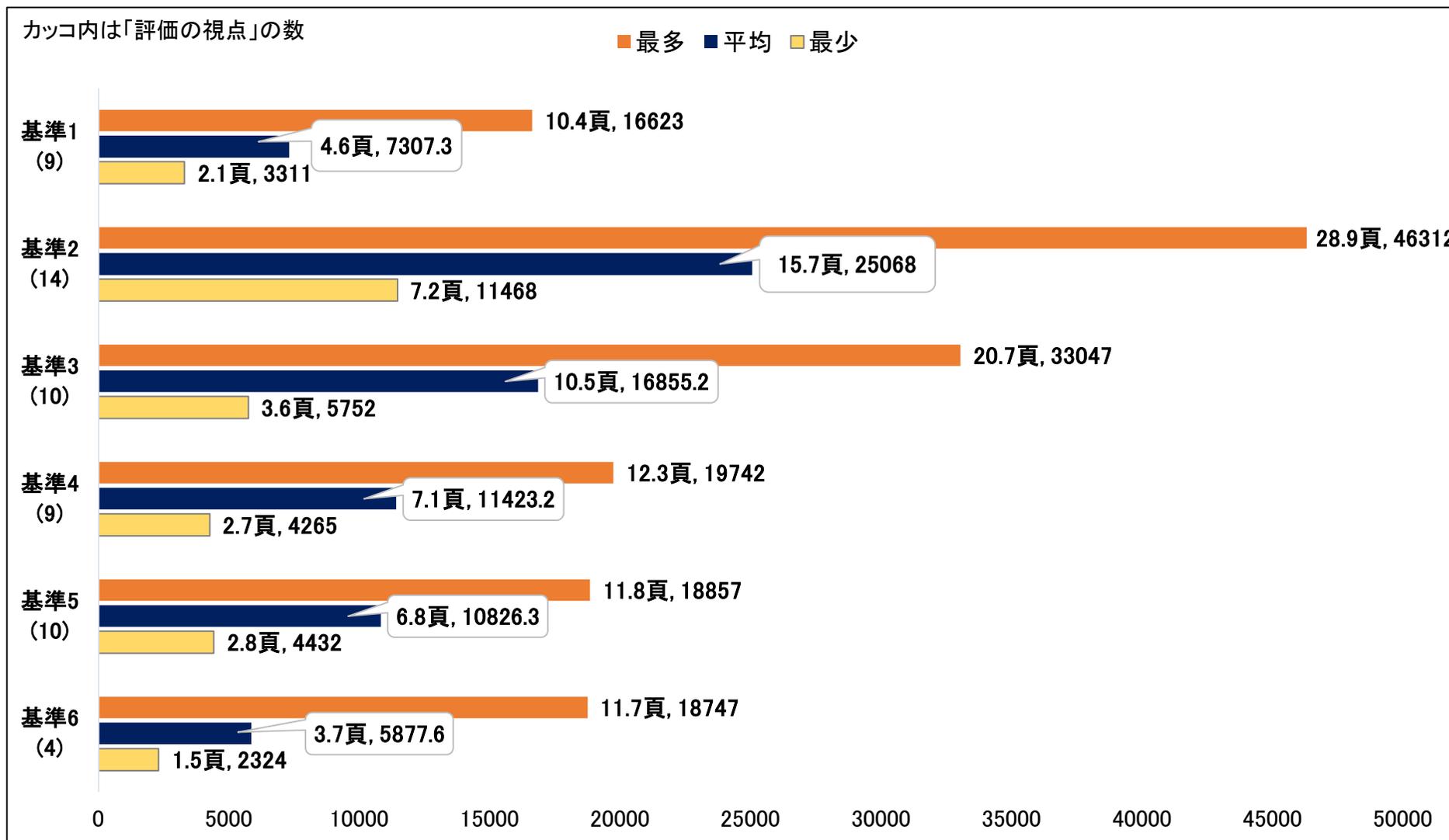
6-3(内部質保証の機能性)は「評価の視点」が一つの基準項目であるが、平均1737文字、最多で9408文字と、多く記述される傾向がある。ただし、最少は523と、大学によって記述量に差が大きい基準項目でもある。

### 最少文字数に対する最多文字数の割合が大きい基準項目

6-3 18.0倍 (9408:523)  
3-3 16.9倍 (9327:553)  
4-3 13.5倍 (4799:356)

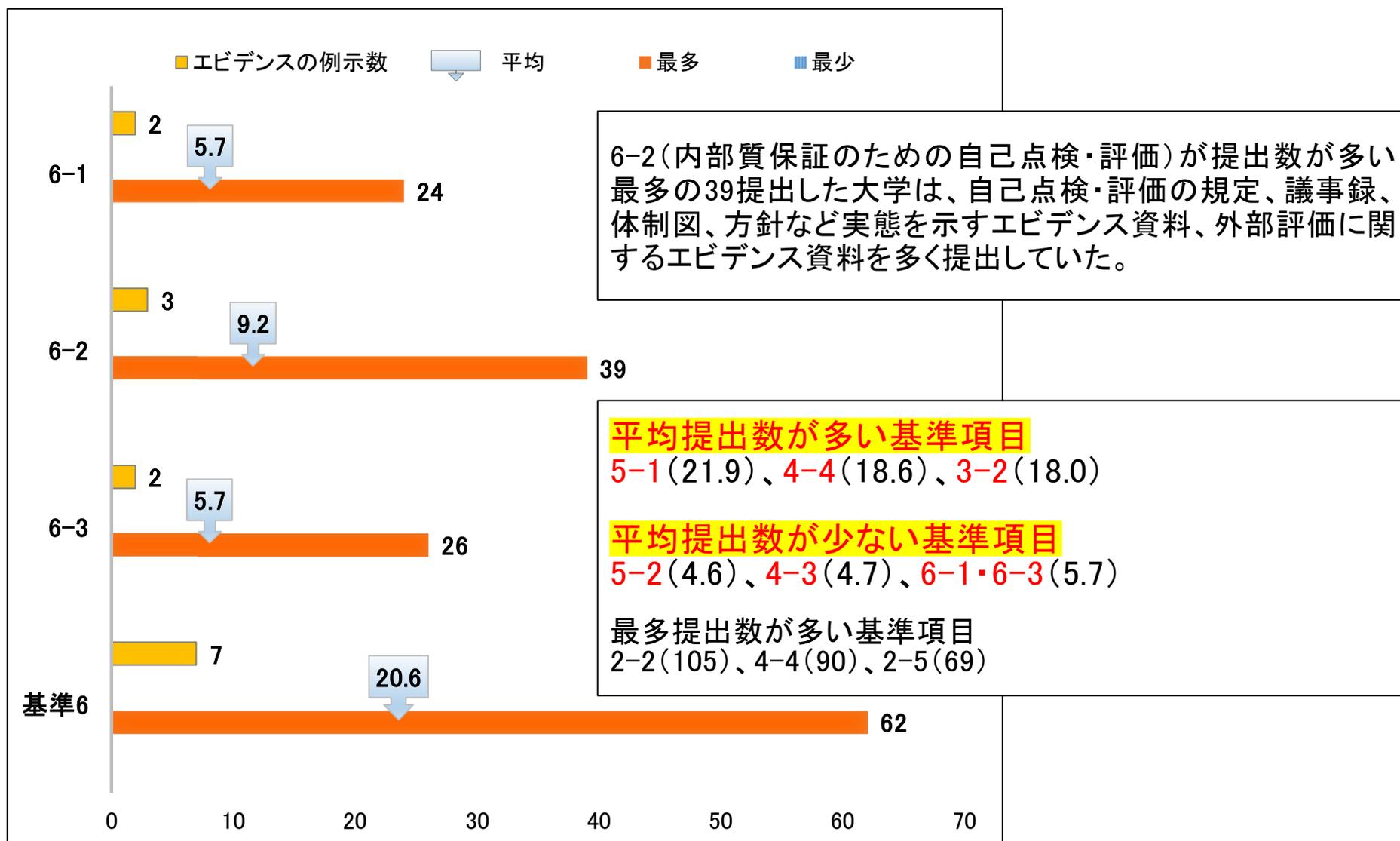
## 2. 文字数(「基準」ごと)

※「基準」の最多、最少、平均文字数を表示。平均について、「基準」ごとに記述する「基準の自己評価」を加えて算出しているため、「基準項目」の平均の合計と一致しない。



## 3. エビデンス資料 提出数

※「基準項目」と「基準」の「エビデンスの例示」の数、提出数の平均、最多、最少を表示。「基準」の最多、最少は大学ごとに見たもの。



## 4. 「書面質問」での質問数と請求資料数(基準ごと)

### 質問数と請求資料数の合算(※1)の平均

最も多い = 基準2(52.7) 最少25 最多89

最も少ない = 基準1(14.9) 最少0 最多28

(6基準合計 最も少ない=78 最も多い=297 )

### ○質問と請求資料が少ない

→わかりやすい自己点検評価書、十分なエビデンス資料が提出されていると判断できる  
(※2)

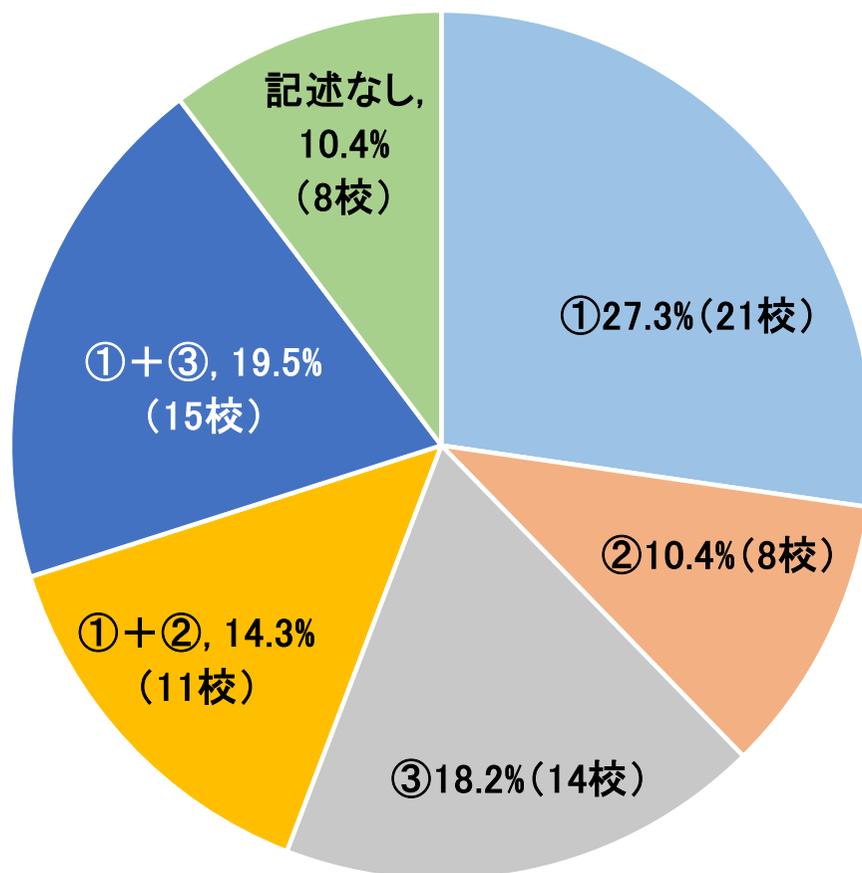
### ○質問数・請求資料数と文字数やエビデンス資料提出数との相関は見られない

(※1) 「質問」数と「請求資料」数の違いについては、調査対象としていない。

(※2) ただし、評価チームによる方針により違いが出る。また、問題点として指摘する可能性がある事項は自己点検評価書やエビデンス資料で確認できても質問か資料請求をするルールがある。2020年度は、実地調査をオンラインに変更したことで、質問数・請求資料数とも増加が予想される。

## 5. エビデンス資料の本文中の表し方

※自己点検評価書の文章中で、エビデンス資料をどのように記述したかを分類したもの。「コード」は「資料2-1-1」のように、基準、基準項目、基準項目の中で何番目の資料かを示すもの。



- ①出現ごとにコード
- ②基準項目の末尾にコード+資料名
- ③視点の末尾にコード+資料名
- ①+②
- ①+③
- 記述なし

①出現ごとにコード、①+②、①+③を合わせると、**約6割が文章中にコードを記載している**。一方、文章中に全く記載しない大学も1割あった。

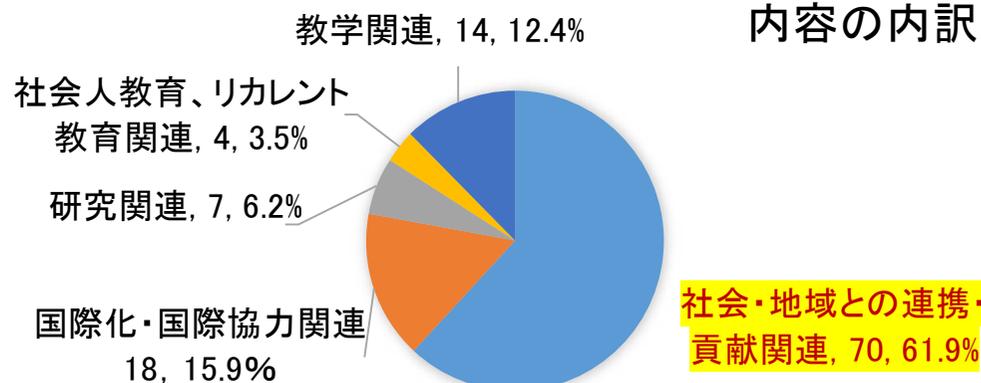
## 6. 「独自の基準」と「特記事項」の内容

### 独自の基準

平均設定数 1.3 (設定率100%)

- 1基準 50校
- 2基準 25校
- 3基準 2校

基準Aの文字数                      平均 5717.6    最大 14483  
基準Aのエビデンス提出数    平均 16.7        最大 80



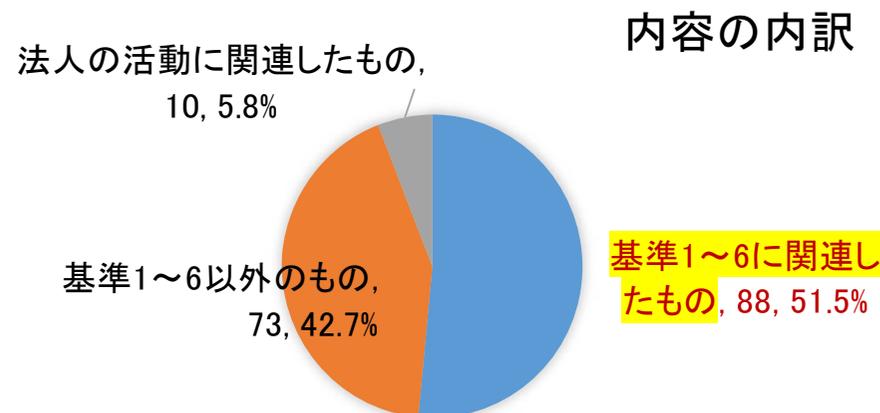
### 特記事項

平均設定項目数2.3 (設定率96.1%)

基準1～6に関連したもの・・・  
建学の精神、教育の目的や特長、学生支援、管理・運営など

基準1から6以外のもの・・・  
社会・地域との連携・貢献、国際化・国際協力、研究成果など

法人の活動に関連したもの・・・  
設置校間での連携、収益事業など



## 7. 再提出や正誤表が求められた例

### ○本文に必要な要素がない、必要な資料が提出されていない

- ・「自己判定」や「改善・向上方策」が記述されていない基準項目がある
- ・「データ編」に未記載の項目がある
- ・「資料編」で提出されていない基礎資料(コード「F」の資料)がある
- ・指定年度ではない年度の資料が提出されている

### ○様式を使用していない、または過年度の様式を使用している

- ・基準、基準項目、視点が当該年度のものではない、または一部異なっている・抜けている
- ・40文字×40行で書かれていない
- ・「特記事項」が2ページ以上ある

### ○本文と「データ編」「資料編」の整合性の確認が不足している

- ・本文に記載の数値と「データ編」「資料編」に記載の数値が異なる
- ・本文に記載のエビデンス資料が「資料編」にファイリングされていない
- ・本文に記載のエビデンス資料のコード・名称と「資料編」にファイリングされているコード・名称が異なる

認証評価に関する調査研究報告書の発行（令和3年3月）

認証評価に関する調査研究 第10号  
（令和元年・2年度実施報告書）

・調査研究1 自己点検評価書の作成に関する調査研究

当機構ホームページ > トップ > 調査研究・国際連携 >

これまでの調査研究一覧 > 自己点検評価書の作成に関する調査研究

[https://www.jiheer.or.jp/publication/pdf/research\\_report/r3\\_ninsyosho\\_chyousa.pdf](https://www.jiheer.or.jp/publication/pdf/research_report/r3_ninsyosho_chyousa.pdf)

## ◆第4期の評価システムについて

- 評価基準(独自基準を含む)の見直し
  - ・新たな時代を見据えた質保証システムの改善充実について  
(審議まとめ)R4.3.18 質保証システム部会
  - ・設置基準の改正
  - ・認証評価制度の見直し
  - ・情報公表
  - ・学校法人制度改革の具体的方策について(報告書)  
R4.3.29 学校法人制度改革特別委員会
  - ・私立学校法の改正
- 実施方法の見直し
  - ・効率化と負担軽減
- 評価結果の活用とフォローアップ
- 専門職の大学・短期大学の機関別評価

★令和6年4月頃に新システムの説明会(予定)

ご清聴ありがとうございました。